令和2年第3回邑楽町議会定例会議事日程第3号

令和2年9月10日(木曜日) 午前10時開議 邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	島	田	時	男	議員		2番	佐	藤	富	代	議員
3番	小久	、保	隆	光	議員		4番	黒	田	重	利	議員
5番	大	賀	孝	訓	議員		6番	瀬	山		登	議員
7番	松	島	茂	喜	議員		8番	塩	井	早	苗	議員
9番	原		義	裕	議員	1	0番	松	村		潤	議員
11番	神	谷	長	平	議員	1	2番	小	沢	泰	治	議員
13番	大	野	貞	夫	議員	1	4番	小	島	幸	典	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金	子	正	_	町 長
半	田	康	幸	副 町 長
藤	江	利	久	教 育 長
関		春	彦	総 務 課 長
橋	本	光	規	企 画 課 長
横	山	淳	_	税務課長
松	崎	嘉	雄	住 民 課 長
山		哲	也	安全安心課長
橋	本	恵	子	健康福祉課長
久存	呆 田		裕	子ども支援課長
古	田	享	史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小	林		隆	商工振興課長
齊	藤	順	_	都市建設課長
築上	比 地		昭	会計管理者兼会計課長
中	繁	正	浩	学校教育課長
田	中	敏	明	生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 石
 原
 光
 浩
 事
 務
 局
 長

 内
 田
 知
 栄
 書
 記

◎開議の宣告

○神谷長平議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前10時00分 開議〕

◎一般質問

○神谷長平議長 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許可します。

◇塩井早苗議員

○神谷長平議長 8番、塩井早苗議員。

[8番 塩井早苗議員登壇]

○8番 塩井早苗議員 一般質問2日目の第1番をやらせていただきます8番、塩井早苗でございます。皆さん、おはようございます。

今日は、私はバイオマス発電計画について質問させてもらいます。このバイオマスの発電計画については1年半ぐらい前ですか、同僚の大野議員が同じ内容で質問しております。これは、じわじわと住民の方たちが強い反対を打ち出しているものでございます。それで、その後の進捗状況をしっかりと確認し、この企業が進出してこれない、こないようにするために、私は2回目の一般質問をさせていただきたいと思います。

では、まず最初に課長にお伺いいたします。邑楽町に企業進出しようとしているバイオマス事業所のこれまでの動き、それと今現在どうあるかということを分かりやすく説明をお願いいたします。

○神谷長平議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

平成30年6月1日に、町内においてバイオマス発電を計画している事業者が都市建設課に来庁し、事業計画について概要説明をされました。その時点で計画をしている用地が大字中野地内の市街化調整区域で、遊戯施設に使われていた跡地においての計画であることを把握いたしました。その際に、町からは都市計画法における開発行為の許可の手続については特定行政庁である群馬県太田土木事務所であることと、町に対しては土地開発事業指導要綱に基づき土地開発の事前協議を行う必要があること、町の事前協議では隣接土地所有者の同意を求めておりますが、今回の案件については直接接している土地所有者だけではなく、地元区長に相談の上、広範囲の住民を対象に説明会を開催し、理解を求めていただくよう指導させていただきました。

その後、事業者は町の土地開発事業指導要綱及び資源エネルギー庁の定めるバイオマス発電の事

業計画策定ガイドラインにより、6月17日の日曜日、7月21日の土曜日の2回にわたり地元説明会を開催し、事業説明を行いました。町も2回目の説明会に地元からの強い要請もあり、情報の収集を目的にオブザーバーとして出席させていただきました。

その後、平成30年9月26日に事業者から業務を依頼された者が土地開発指導要綱に定める事前協議の手続について相談に来庁されましたが、相談後、事前協議の手続はいまだされておりません。 平成31年3月に事業者の従業員に電話し状況を伺ったところ、バイオマス発電の材料をパーム油ではなく別のもので検討しているようだが、上層部で検討しているので、自分にはまだ分からないが、状況が進んだら町に相談に行くと説明されました。

令和元年11月7日に事業者の役員が来庁し、住民説明会の開催の件と、バイオマス発電をパーム油ではなく食用廃油で行い、事業者は別の法人名称になると話されました。事業者によると、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、略してFIT法と呼ばれております、この法律に基づき、当該地での発電事業について電力の固定価格買取制度の事業計画の認定を受けていると述べていらっしゃいました。しかし、現在資源エネルギー庁がホームページで公表している事業計画認定情報に、その事業者は記載されておりません。

事業者の事業地に鉄板が敷かれた情報が都市建設課に入ったため、令和2年4月21日に事業者の役員に電話し、説明を受けました。4月23日に事業者の役員が来庁し、再度説明を受けました。鉄板を敷いたのは、近隣で工事をする者から依頼され、その者が残土を置くために貸したためであると説明されました。

バイオマス発電の進捗状況については、発電規模を縮小して事業を再検討していること、規模縮小による経済産業省への提出書類は作成が済んでいるが、提出はまだしていないこと、出資者に規模縮小の理解を得られるよう説明を行っていること、新型コロナウイルス感染症の影響もあり年内の工事着手は諦めていること、着手前に地元説明会を実施し、住民の理解が得られてから進める予定であるが、説明会の開催時期についてはコロナ禍が落ち着いてから行うことを考えていると説明されました。この後の接触はございません。

事業者が電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に基づき、当該地での発電事業について電力の固定価格買取制度の事業計画の認定を受けている場合、発電施設だけの建築であれば群馬県へ開発行為の許可申請をする必要がございませんが、建築確認申請は必要でございます。現在のところ、群馬県へ開発行為の許可申請はされておりません。また、町へ土地開発事業指導要綱に定める事前協議も申請はされておりませんので、具体的事業計画は示されていない状況でございます。今後、事前協議が申請された場合には、騒音、臭い、振動、雨水対策、排水等について協議し、安全安心課が所管の公害防止協定を締結し、協定を守っていただくよう依頼し、指導していきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○神谷長平議長 塩井早苗議員。
- ○8番 塩井早苗議員 様々なアプローチがあった、しかし今のところ足踏みをしているか、鳴りを 潜めている、そんなふうな感じに受け止めてよろしいでしょうか。

この話がまだこんなに進まないうちに、同僚議員が質問を町長にしたわけですけれども、そのときは法律や条例等の遵守がなされていれば、それなりの対応をしなければならないという答弁があったわけです。今現在も同じ考えでいるかどうか、そこをまず確認したいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 以前、今ご質問あったとおり、私のほうから法律、法令等にそれが遵守されていれ ば、それなりの対応をしていかなければならないというようなお答えをした。この点については、 私は今でも考え方は同じでもあります。といいますのは、町行政は法令等の法律が遵守されていれ ば、やはりそれなりの対応をしていかなければならない、これは言うまでもないと思うのです。し かし、それはどういうことかといいますと、利害関係ということもあるわけですけれども、やはり 片方だけの意見を尊重して、片方の意見を尊重しないということにはならないからでありまして、 行政としては中立な立場で進めていかなければならないということが基になっているわけですけれ ども、しかしご質問のバイオマス発電については、地域の皆さんがその建設に心配をして、不安に 感じる点があるということであれば、これは今課長がお答えをいたしましたけれども、事業者から 土地開発指導要綱の事前協議が申請をされた際、住民の皆さんの心配、不安ということの解消に向 けて、これは事業者に要請をして、その要綱に基づいたお願いをしなければならないというふうに 思っています。公害防止協定ですとか、環境条例の部分にもありましたけれども、やはりそれは地 域の住民皆さんが安心して生活ができるような状況を町の条例で示しているものでありまして、そ ういったことの公害防止協定を締結して、それを守って良好な住環境を維持していくということは、 これまた町の仕事でもありますので、法律や法令等が遵守されていれば、やはりそれなりの対応を していかなければならないということは、現在も同様な考え方で進めております。
- ○神谷長平議長 塩井早苗議員。
- ○8番 塩井早苗議員 町長の立場としてはそういうことだということが分かりました。今後コロナが落ち着いたら事前協議の申請が出るかもしれないわけです。実は、町はどうにか法人税や固定資産税を納めてもらう企業を呼び寄せたいというのがあるかもしれませんけれども、しかし大切なのは町民の健康と生活でありまして、美しい郷土も守っていく必要があります。決して最初に誘致ありきというスタンスでは臨んでいただきたくないです。

これは、日本中の様々な地区で公害を出して、今現在訴訟中のところもあります。あとは、住民 運動で大変な労力を払ってバイオマス発電を中止してもらいたいというところが何か所もありま す。そういうのが分かっている企業ということを、まず念頭に置いていただきたいのです。係争中 であるところは、京都府福知山市です。バイオマスでやっているわけですけれども、バイオマス発電とは言っていながらもパーム油を燃やしていますので、公害はその臭いと、それから振動と騒音と、近くの住民たちは吐き気と頭痛と、それから不眠、様々な健康障害を起こしています。そして係争中なわけですけれども、そしてそのほかのところでも、福知山市のほうですと行政が甘い基準だったのです。企業がうその数字を、経済産業省とかに数値基準を出していたのに、そこを工事中時点でしっかりと止めることを追求しなかったわけです。そのままずるずると開所しましたから、こういうような状態に陥ってしまったわけですけれども、これは阻止すれば阻止できたわけです。だから、その段階に邑楽町は、阻止できる段階にまだいるわけです。公害を発生するのは分かっている企業が、事前協議をします、というふうな申請が出たときにどんな態度で臨むのかということを、もう一度課長にお願いできますか。事前協議についてはどのようにするかということを、もう一度お願いいたします。

○神谷長平議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

塩井議員がおっしゃられたとおり、周辺地域にお住まいの方々が騒音、悪臭などに非常に不安を 抱いていらっしゃるということが分かっておりますので、申請がされた際には騒音、振動、悪臭、 排水などについて、安全安心課所管の公害防止協定に定める基準を遵守することを依頼して、協定 の締結をしていただき、事業を予定している周辺にお住まいの住民及び良好な住環境、災害時の対 策等にご配慮いただくよう依頼して指導していく所存でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○神谷長平議長 塩井早苗議員。
- ○8番 塩井早苗議員 今は公害防止協定を締結してという説明でございました。この公害防止協定ですけれども、紳士協定だそうです。紳士協定ならば、紳士である企業であるならば守るのが当然ですけれども、紳士でないかもしれないというような企業に対しては、これが適用されなかったり、しらばっくれるというか、そういう言葉では失礼かもしれませんけれども、言っても言っても守らないというのに罰則規定がないわけです。その事業を止めてください、中止してください、それから音を改善してください、それから廃油の数値をきれいにしてくださいというような指導はできるけれども、それまでのこれがないような感じがするのです。そういうようなわけですから、この紳士協定で守られるかどうかというのが、私はとってもクエスチョンマークなのです。

邑楽町にも千代田町にも同じ企業が進出しようとしています。最初のころはヒューンズ電力と名乗っていて、途中で資本提供してくれる会社が変わってテクノロジーバンクという会社になったそうですけれども、こうやって途中で資本提供が変わるというようなことがあり得るのかなと思うと、結局もうからなければ資本は入らない。そういう大きなこのFIT、固定電気の買取り制度ですけ

れども、それを使った発電会社ですので、それがもうからなければ発電しない。バイオマスの燃料とするパーム油が定期的に入らなくなってくる、入荷しなくなる、燃やすものの定期的な納入ができないということになってくると、今のように資本提供しますよと言っていた会社が手を引いたりしてきているわけです。昨年12月の千代田町での住民説明会では、廃油を使って発電する。それは、廃油は何かというと、給食センターで出たとかレストランで出た、家庭で出た油、食用油を、焦げたりしていると黒くなります。そういうのをたくさん集めてきて、その廃油を燃やすというふうに変わってきたわけです。それは、パーム油が世界的に入ってこないというのが、少しもう情報として上がってきたからです。

パーム油のほうでは、パーム油の問題点ですけれども、パーム油を作っているところはマレーシ アとインドネシアで80%以上のところで生産されています。パーム油、これは1,500万年というよ うな長い、熱帯林が時間をかけて暑くなった熱帯林、それから泥炭湿地林、そういうところを開発 して、企業がパーム油のアブラヤシの木をしっかりと大きなプランテーションに植えているわけで す。そして、そういう企業だけでなく、マレーシアやインドネシアの貧しい農民の方たちも、生産 性がいい、効率がいいということで、この油を生産すればしっかりと経済をやっていけるというの で、お父さん、お母さん、2人ぐらいの農園でもやっているそうです。やっているけれども、小さ い農園ですから、さらに焼き畑でパーム油を作れるところを広げて、またさらに広げてというふう に、小さい農園もどんどん広げています。広げてきました。300万人もの方たちが、どんどん、ど んどん、じわじわ、じわじわと自分たちの周囲の熱帯雨林を開発していったら、それはそれはもう 今までのようなこんもりとした熱帯雨林ではないわけです。泥炭というのがありますけれども、泥 炭というのも泥の炭と書きますけれども、それも燃えやすくて、炭なので燃えやすいのだそうです。 森林火災を起こしたり、その泥炭からはメタンガスや二酸化炭素が空中に出て、マレーシア、イン ドネシアのほうで大変な排出をしているのです。だから、こんなに私たちのところで車の排ガス規 制をして、電気を消して、なるべくいろんなことをやっていますけれども、それだけではないほど の大きな数字がそちらのほうで出てきてしまっていると。ただ、そこの人たちも生活があります。 しっかりと食べていただいて、学んでいただいて、そういう生活をしていかなくてはならないわけ です。それには、今パーム油のための円卓会議とかというのが持ち上がって、パーム油を生産抑制 をして、それでいて必要な金額をそこに落とすと、農民の方たちに落とすというような施策がなさ れています。

このパーム油ですが、ヨーロッパでは基準を満たさない、二酸化炭素の削減効果のあれを満たさないということで使用規制があります。アメリカでは使用禁止になっています。カナダでもそういう感じです。日本は、今やっと経済産業省が買取りの規制を、ガイドラインを今作っているところ、そんな感じです。意外とやることが遅いのです。やることが遅いところに、日本中のいろんなところでバイオマスだ、バイオマスだと言って発電所が造られています。もう最初に経済産業省が予定

した電力よりも、はるかに大きな電気の工場が造られようとしているわけです。今造っている工場、 それから今まで造って既に稼働しているのとを含めると、予定していた電気より多くなってしまう のです。そこのところもとても問題ですけれども、経済産業省はやっとそこのところの歯止め、事 業開始に対する歯止めをかけようと、そういうような状態であります。

これはパーム油発電の問題点ですけれども、パーム油の問題はまだまだそれだけに限らなくて、 熱帯雨林の動植物のすみかを奪っています。それから、現地の労働者を安い賃金で、大きなプラン テーションでは安い労働力を求めて、そこで大きなプランテーションをつくっているわけですけれ ども、お給料は安い、そういう搾取の上に立った大きな世界の流れがあるわけです。それを恩恵を 受けて、パーム油ですと言って私たちは使うのは、これは道義的にやっぱりどうにかしようよと言 うのは当然でございます。

そのことについて、先ほどの公害防止協定ですけれども、紳士協定なので、クエスチョンマーク のところに紳士協定を守らせられるか。そこのところがとても心配なことで、ほかの地区でもなか なか守れていない、守ってくれない。それで住民が困っているわけなので、この紳士協定のことで 問題は発生しないか。これは課長、それから町長に答弁をお願いいたします。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

今回ご質問のありますバイオマス発電事業所だけでなく、邑楽町へ進出予定の工場等には公害防止協定書を締結いたしまして、公害防止のために最善の努力を求め、地域住民の健康を保護し、生活環境の保全を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 公害防止協定は、議員が言われるように紳士協定ということでもありますから、これが守られるか守られないかということは、この協定を結ぶときにきちっと整理をして、約束は守っていただきますよというようなことはしていかなければなりません。今課長の答弁もありましたけれども、今町のほうに進出している企業については、その公害の問題ですとか騒音、それからいろいろな地域住民にとって健康を害すような状況を発する企業については、全て協定を結ばせていただいて、それを守っていただいているというようなことで現在に至っているわけですので、この当該企業が進出するということの前の段階できちんとしたチェック、開発をする前の事前協議でもきちっと整理をし、そして公害が発生する場合についてはやはり守っていただく。

先ほど虚偽の申請をして分からなかったと、これはどうにも致し方ない部分はあるかもしれませんけれども、それはまたその時点できちっとした対応をしていかなければ、その協定そのものが形

骸化してしまいますので、私としては協定を結んだ以上は、紳士協定ということできちっと守って いただくということは強く指導はしていきたいと、このように思っております。

- ○神谷長平議長 塩井早苗議員。
- ○8番 塩井早苗議員 実は、そこが甘いというか、甘いと言っては失礼ですけれども、甘いのですよ。紳士協定を守るかどうか分からないような企業に紳士協定を結んでしっかりと守っていただくといっても、すれ違いになってしまうわけです。それでは、しっかりとした、必要なのは紳士協定で何の罰則もない、相手が守るのは当然だというのはこちらでお願いしたいことですけれども、それを守らないような企業をしっかりと守れるような、それは必要というのは邑楽町としての環境条例だと考えていますけれども、しっかりとした環境条例をつくって、先回私が質問した廃棄物の問題も、埼玉県ですごく厳しい産業廃棄物とか、いろんな一般廃棄物についても捨ててはいけません、残土とかをやたらめったら入れてはいけませんというのが、厳しいのができました。そうしたら、業者はだんだん、だんだん群馬県のほうへ逃げてくるのだそうです。ここのところ邑楽町にも多いなという、先回の私の一般質問だったのですけれども、それはほかのところ、地区が規制するからこっちへ逃げてきて、規制の弱いところに進出してくるのだそうです。それだったら、それをしっかりと進出してこれないようにするのには、必要なのは環境条例、厳しい罰則規定もある、いろんな多岐にわたった規制を業者のほうにお願いしていくことだと思うのです。

今後としては、喫緊にそういう条例をつくる、取組をする意思があるかどうか、その辺について 確認していきたいと思います。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

[山口哲也安全安心課長登壇]

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

環境保全条例につきましては、もう40年以上たっているわけですから、現状とそぐわない部分が 出てくるかと思いますので、近隣市町の状況や最新の事例と照らし合わせるなど研究を進めていき たいと考えております。

以上でございます。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 私のほうからは、課長がお答えしたそのとおりということでお答えいたしますけれども、ただ今この環境保全条例が大変前につくられたということがありますので、やはりその時々その時代に適合した環境条例ということは、私は作成することが必要だというふうに思っております。産業廃棄物のお話もありましたけれども、そういったこと一つ一つを今の現状に合わせた中で、住民の皆さんが安心して生活ができるような環境をつくっていかなければいけないわけでございますので、早急に調査をさせて、そして研究をし、条例が必要だということになれば早速取り組んで

いきたいと、このように思います。

- ○神谷長平議長 塩井早苗議員。
- ○8番 塩井早苗議員 そうですよね。今ある環境条例は昭和51年9月28日にできたものです。昭和 51年というと、かなりたっていますから、その内容としてはもう不足なものがいっぱいあると思う のです。ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、公害協定のほうも、このままでしっかりと信用できるようなところには公害協定でいいのでしょうけれども、この文面の中で私感じたのが1つあるのですけれども、課長に公害防止協定のひな形を頂きました。すると、ひな形の中で第12条と第13条、ちょっとクエスチョンがありまして、第18条のところでも粉じん、騒音、振動なのですけれども、有害物質と CO_2 を加える必要があるのではないかなというふうに感じております。このことについてはちょっと細かいのですけれども、課長、実際締結している立場でどのようにお考えでしょうか。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

公害防止協定書、お渡ししたものはあくまでひな形でございますので、その工場等の状況に合わせた中で協定を結んでいければと考えております。

以上でございます。

- ○神谷長平議長 塩井早苗議員。
- ○8番 塩井早苗議員 では、しっかりとやってくださることを期待しております。よろしくお願い します。

それでは、先ほども環境条例を必要があれば見直すということでしたけれども、絶対この邑楽町の自然と環境を守って、それから私たちの家族、それから近隣の人たち、住民、みんなを守るために守っていく使命があるわけです。それをしっかりとつくっていただきたい。それをお願いしまして、私の一般質問を閉じたいと思います。よろしくお願いいたします。

○神谷長平議長 暫時休憩いたします。

[午前10時40分 休憩]

○神谷長平議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時54分 再開〕

◇ 佐藤 富代議員

○神谷長平議長 2番、佐藤富代議員。

[2番 佐藤富代議員登壇]

○2番 佐藤富代議員 議席番号2番、佐藤富代です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。テーマは、2025年問題に対する高齢化対策についてです。よろしくお願いいたします。

日本の少子高齢化はいつから始まったのでしょう。平成6年に子供人口と高齢者人口とが同じとなりました。その後、高齢化社会から高齢社会へ、2007年には高齢化率21%を超え、超高齢化社会へ突入しました。加えて2008年には人口の減少が始まりました。2017年、高齢化率27.7%です。このように世界に類を見ないスピードで進んでおります。

2025年問題とは、団塊の世代が全て後期高齢者に達する2025年、その数は2,200万人を超えると推定され、国民の4人に1人が後期高齢者です。そこで想定される問題を、2025年問題として検討を進めてまいりました。高齢になれば、必然的に医療や介護が必要となり、特に75歳を境に要介護状態が上昇傾向にあります。加えて核家族化による高齢者世帯の増加、一方では少子化による働き手の減少、特に医療、介護に携わる人材不足が懸念されております。たとえべッドがあったとしても、入れない状況が予測されております。これら2025年問題を踏まえた国の施策は、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築です。後期高齢者の増加に伴い、生活支援を必要とする人がますます増加し、必要な支援内容も多様化すると予想されます。このため、限りある専門職が取り組むべきサービスと、我々無資格者でもできるサービス内容に分けて対応する構想です。邑楽町では、この資格がなくてもできる生活支援の仕組みをつくり出すのが邑助けネットワークの役割です。しかし、地域包括ケアシステムも、邑助けネットワークの活動も、私たち町民にはなかなか分かりづらい、見えてこないのが現状であります。しかし、2025年はすぐそこです。待ったなしです。

そこで質問いたします。邑楽町の高齢化の現状と課題についてお伺いします。まず、健康福祉課長にお伺いします。介護保険から見た高齢化の現状と今後の見通し及びその課題についてお願いします。

○神谷長平議長 橋本恵子健康福祉課長。

[橋本恵子健康福祉課長登壇]

○橋本恵子健康福祉課長 介護保険のほうなのですけれども、第1号被保険者数ということでお答え させていただきますと、今現在が、これは令和元年度末の数字になるのですけれども、人口が2万 6,255人に対しまして、高齢化率にしますと31.54%という形になっております。2025年の推計、こ ちらに関しましては34.6%です。こちらの令和元年度末にしろ、2025年の推計にしろ、全国ですと 今現在が28.9%、群馬県が30.4%、推計値につきましても全国が30%、群馬県でも31.8%というふ うになっておりますので、どちらにしても邑楽町の高齢化率に関しましてはちょっと高いかなとい う、平均よりも高めという形になっております。

こちらの課題なのですけれども、先ほども佐藤議員のほうでおっしゃられていましたが、75歳の後期高齢者、こちらが増えるということになりますと、身体機能の低下、疾病の発症の増加が見込まれますので、医療や介護、福祉サービスへの需要の高まりが考えられます。また、独り暮らしや

高齢者のみの世帯の増加というものも見込まれてきますので、地域生活における様々な支援、こちらが求められていきます。日常的に高齢者の暮らしを見守り支える仕組みづくり、こちらが課題となってくるかと思われます。

以上です。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 続きまして、農業振興課長にお伺いします。農業従事者の高齢化の現状と今後の見通し及びその課題についてお願いいたします。
- ○神谷長平議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

直近のデータではございませんが、平成27年度農林業センサスの販売農家の農業就業人口を5年前と比べますと、927人から805人と122名減少しております。また、65歳以上の高齢化率も68.7%から70.5%へと上昇しています。現在では、さらに高齢化率のほうも上昇が予想され、今後は担い手農家の育成、また確保が大きな課題となっております。

以上です。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。

引き続きまして、商工振興課長に伺います。商工業従事者の高齢化の現状と今後の見通し及びその課題についてお願いいたします。

○神谷長平議長 小林商工振興課長。

〔小林 隆商工振興課長登壇〕

○小林 隆商工振興課長 お答えいたします。

なお、商工業の高齢化率につきましては、統計上の統計は出ておりませんので、商工業等事業所の推移が網羅されております経済センサス基礎調査から引用させていただきます。平成26年、事業所数が962事業所、平成21年は1,047事業所で、比較しますと85事業所の減でございます。従業員数につきましても、平成26年が1万169人、平成21年が1万1,297人で、平成21年に比べますと1,128人の減となっております。

課題につきましては、経営者や技術者の後継者の確保、事業承継が深刻な問題と捉えております。 以上でございます。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 邑楽町の高齢化の現状につきまして、ありがとうございました。今お聞きしていますと、全国はもちろん群馬県と比較しても、その高齢化がより進んでいるということが分かりました。また、高齢化に伴う医療や介護の問題、また高齢者世帯の問題、後継者の問題、あるい

は農地の活用等、様々な課題が山積していることも理解いたしました。

ところで、次の質問に入らせていただきます。第六次総合計画後期基本計画への取組についてお 伺いいたします。邑楽町の最上位計画である総合計画の後期基本計画が今審議中ですが、今お聞き しましたそれぞれの課題について、この基本計画にどう組み込み、問題解決につなげていくのか、 そこのところをお伺いしたいと思います。この後期基本計画は、2025年がゴール、取り組むのは今 しかないかと考えております。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 総合計画のほうの取組なのですけれども、まず医療に関しましては、必要なときに町民が安心して適切な医療を受けられる医療体制、こちらを目指しまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と連携した上で、在宅医療の情報等の提供に努めております。また、健康づくりや介護予防、疾病予防の観点から、健康チェック体制の充実を図るとともに、疾病予防や重症化予防に対する意識の向上や健康づくりへの環境整理などを進め、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるような仕組みづくりといった観点から、計画の見直しのほうを進めております。

以上です。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 ありがとうございました。 続きまして、農業振興課長にお伺いいたします。
- ○神谷長平議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

担い手の確保、育成につきましては、現在の認定農業者の確保、育成をするとともに、農業経営の法人化など、地域の実情に合った経営体の育成を図りつつ、青年、女性、定年退職者等新たな担い手の育成に向け、関係機関と連携をしながら、青年就農者営農支援交付金や邑楽町指定野菜等生産推進事業などの補助制度を活用し、支援に取り組みます。また、昨年度農家アンケートを行い、今後10年間の農地の動向調査の地図の作成を行った人・農地プランに基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の協力を仰ぎながら、農地の集積による生産性の向上及び農地の貸し借りの促進を図って参ります。

また、農業環境の保全と改善では、多面的機能支払交付金事業を活用し、農業農村の農業者が共同で取り組む地域活動に対し、農地の草刈り、水路や農道の軽微な補修を行うための支援を行います。また、農村コミュニティーの充実も図ってまいります。

以上でございます。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 ありがとうございました。最後に、商工振興課長にお伺いいたします。
- ○神谷長平議長 小林商工振興課長。

〔小林 降商工振興課長登壇〕

○小林 隆商工振興課長 お答えいたします。

商工業の高齢化に伴う後継者不足などの対策につきましては、販路拡大や生産性向上など、事業 承継を目的とした計画を商工会と連携して支援を推進するとともに、経営安定化に向けた設備投資 等、中小企業の資金繰りに応需するため、制度融資を拡充したいと考えております。

以上でございます。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 それぞれの課で、より前向きに取り組んでいただくことが分かりました。ただ、計画のみに終わらないように、ローマは一日にして成らずと言われます。きちんと計画的に実践につなげて、その課題解決にぜひ向かっていただきたい。また、その辺りをしっかりと町民にも伝えていただいて、一緒に協力していけたら、ぜひそのように考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、ここから地域包括ケアシステムの構築の、本当にもう今その基礎をつくっておかなければ、5年はすぐたってしまう、あるいはその前にもう既に高齢化が押し寄せている、そういう現状の中で幾つか質問をさせていただきます。議員の皆さんには資料を配付させていただきました。地域包括ケアシステムの特徴は、介護、医療、予防という専門的なサービスと、住まい、生活支援、福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅生活を支える新しい仕組みをつくる、今までの縦割りの制度を横断的につないでいこうというものです。介護保険や医療保険による給付や行政が提供するサービス、いわゆる共助、公助に加え、自分の健康は自分で守る自助、そして家族や地域が互いに支え合う仕組み、互助、これをしっかりとつなぎ合わせて、必要なときに適切な支援が受けられる新たな仕組みをつくることです。非常に今までのやり方と違いますので、とても難しい部分もあるかと思いますけれども、そこのところ発想を変えていかないと、なかなか地域包括ケアシステムの構築には難しい点があるのではないかと思います。

この新たな地域包括ケアシステムにおける、いわゆる新たな役割、機能として、地域包括支援センターの設置、そして包括的な支援、サービス提供プランを作成する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの存在です。このケアプランが介護保険利用者の、その方の生活の質、生き方を保障する重要なツールになります。ケアプランのよしあしが、その人の人生を左右すると言っても過言ではないと思います。また、邑楽町で取り組んでおります邑助けネットワークは、住民の視点から地域課題に向けた、自助、互助をつなげた地域ぐるみの仕組みづくりがその役割です。

ここで、地域包括ケアシステム基盤づくりにちょっと気がかりなことを二、三質問させていただきます。まず、邑助けネットワーク活動の進捗状況と町の推進計画について、健康福祉課長に伺います。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

[橋本恵子健康福祉課長登壇]

○橋本恵子健康福祉課長 先ほどお話がありましたが、この邑助けネットワーク、こちらの目的なのですけれども、「あなたの"困った"をみんなで助け合い、支え合う町おうら」を目指して、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することとなっております。最終的な目標としますと、2025年をめどに構築が必要とされている地域包括ケアシステムの一翼を担う生活支援、介護予防を進め、地域の高齢者の在宅生活を支えるためのボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人などの多様な主体によるサービス提供体制として、地域で高齢者を見守る仕組みをつくっていくということになっております。この地域で高齢者を見守る仕組みのことを、国の用語で生活支援体制整備事業というふうに言っていまして、この仕組みについて考える集団ということを協議体というふうに表現しております。

この邑助けネットワーク、こちらなのですけれども、平成27、28年の頃から5回の勉強会等を開催いたしまして、平成29年2月、平成28年度末にはこの協議体、邑助けネットワークというものが誕生いたしました。こちらで毎月1回会議等を行った上で、いろいろ身近な困りごと等を話し合っていく中で、同じ邑楽町といっても地域によって事情が全然違う、それぞれ異なっているというようなことがありまして、もう少し小さい地域で考えていく必要があるというようなことで、この邑楽町全体を見る第1層の協議体、邑助けネットワークではなくて、もっと小学校区を範囲とした協議体、必要ではないかということになりました。そちらの小学校区を単位とした協議体というものを進めていくために、いろいろグループワーク等を行いまして、平成30年度末、小学校区を単位として4つの第2層協議体というものが発足いたしました。こちらでは、身近な見守り活動、ごみ出し支援、買物ツアーや交流会、あと居場所の運営など、地域ごとの活動がそれぞれで行われているところです。町のほうの推進ということなのですけれども、こちら邑助けネットワークと町の担当のほうで定期的な情報共有を図るとともに、この邑助けネットワークで今どういう活動をしているか、そういうことについての周知、広報紙を使ったりだとか、そういうことでの周知をしていくということで、他人事ではなく、我が事として皆さんに考えていただけるような、町ぐるみで支え合える仕組みをつくっていくということで進めております。

以上です。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 続きまして、質問させていただきます。

今増大する、そして多様化する生活支援、そういったものを支えるための邑助けネットワークが

中心に地域課題に取り組んでいるということですけれども、そうしますと当然ここにはマンパワーが必要になってくる。個人や多様な団体が参画し、そして連携することで初めて成立していくものである。ただ、今邑楽町にはボランティアグループが活動しておりますけれども、邑楽町ボランティアグループは、各行政区に支部組織を置く、とてもネットワークの大きい団体です。ですが、近年の最近の傾向としまして、その入会者の減少、ボランティアの減少、特に若い人の入会が少なくなってきております。また、行政区、いわゆる支部によりましては、存続が危ぶまれる地域もあることも事実です。既になくなっている地域もあります。

そうしますと、そういうことを考えますと、ただ自主的なボランティア、NPOを待っているのではなかなか人が集まらない、連携していけないということを考えますと、そのボランティアの育成とか、あとNPOの育成、また福祉法人や企業の参加の推進等についての町の協力、町はどのように考えているのかを課長にお伺いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 現在、邑助けネットワークの活動メンバーといたしましては、社会福祉協議会、区長、民生委員・児童委員、先ほどのボランティア等の皆さんに関わっていただいております。ただ、企業との結びつきということに関しましては、まだ現在模索中というふうな形になっております。こちらのほうのことにつきましては、どのようなところにどのように関わっていっていただくかということも考えていかなくてはならない、これからの課題かとは思われます。

あと、またボランティアの関係なのですけれども、このボランティアの精神というものは一朝一夕で培われるものではありませんので、子供から大人まで幅広い年齢層を対象として、この福祉思想の普及啓発の活動も行っていければと思っております。

以上です。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 町の支援につきまして説明いただいて、ありがとうございます。ぜひ進めて いただきたいというふうに思っております。

もう一点質問させていただきます。この地域包括ケアシステムのいわゆる新しい仕組み、今までにない仕組みがいろいろと出ております。例えば病院の役割分担、機能分担、また医療、介護、その連携の新たな仕組み、あるいは終末期医療の在り方、そして在宅、今在宅あるいは施設へみとりが移行しようとしております。いろいろ新たな仕組みがありますけれども、こういったものにつきまして、やはり住民の皆さんへの情報提供、情報共有、その方法について課長に伺います。

どんなに立派な仕組みができても、やはり利用者である住民の理解と納得を得なければ、その仕組みは動き出しません。例えばの例ですけれども、公立館林厚生病院では、かつてはいつでもかかれる病院でした。でも、今は紹介状がなければ思うようにかかれません。どうしてもとなると、

5,700円の新たな負担がかかります。これは、公立館林厚生病院が急性期を担う病院、そして地域 支援病院としての役割、名のりを上げている、その結果です。こういった医療の仕組み、あるいは 変わった変更をよく知らなければ、やはり住民は不満とか不安しか持つことができません。こうい った新たな仕組みを住民への周知徹底、そうしたことについて、課長、お願いいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

- ○橋本恵子健康福祉課長 周知徹底というお話なのですけれども、確かに今医療と介護というのはす ごく変わってきています。いろいろ新しく制度ができてきていまして、例えば医療と介護の連携を 図るための事業というものに関しましてなのですが、医師会のほうに委託をしておりまして、在宅 医療介護連携相談センターたておうというものを設立しております。こちらについては、専門職からの相談を受けたり、医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生 の最後まで安心して続けられるような、多職種と協働して在宅での療養を図れるような連携を図る ということになっております。こういうものだとか、あと先ほどもちょっとありましたが、病院と 在宅をつなぐための退院調整ルール、あと認知症の早期発見、早期治療に結びつける認知症初期集 中支援チームなど、または人生の最終章をどのように生きるかを自分自身で考えるためのツールなど、医療介護、行政の連携の仕組みについていろいろあるのですが、なかなか住民の皆さんまでは 確かに届いていない部分というのが多々あるかと思います。包括支援センターだとかケアマネジャー、あとは折に触れて広報紙等も活用しながら周知を図っていけたらというふうに思っております。 以上です。
- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 ありがとうございました。専門職がいろいろよかれと思って考えるいろんな ツール、出てきております。そのことをやはり住民の皆さんにある程度イメージとして、あるいは その使い方について分かっていなければ、なかなかいわゆる不安だけが、不満だけが残ってしまう。 そういうことを考えますと、ぜひ行政からはいわゆる住民の皆さんに行政区ごと、あるいはできたらそういう集合教育とかというような形ででも、あるいはペーパーででも、ぜひこういうふうに変わってきていますというのを知らせていただきたいというふうに思いますし、またケアマネジャーはじめ支援センター、やっぱり直接住民が接する、そこにおいては丁寧な説明、分かるような説明、そうしたことをぜひお願いしたい。これは、医療関係も介護関係も全て接する者にはきちんと説明する義務はありますけれども、なかなか現場に追われているとというところもありますので、ぜひ地域でそういったことについて、今後もさらに取り組んでいただきたいと、あるいは私たちも一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。今いろいろお話ありました、在宅生活を支える多様なサービスの創生、あるいは地域資源確保について、これは町長にお伺いいたします。病院への入院は必要

最小限、また介護施設への入所も介護度が上がり、介護職でないと世話が難しい状態になってから、そういう中で可能な限り住み慣れた地域で必要な支援を受けながら生活を継続する、そういった方向でこの地域包括ケアシステムが動いているかと思います。在宅で過ごす時間が多い分、様々な支援が必要となってまいります。その様々な支援を家族の負担を多くすることは、この介護保険制度の趣旨に逆行するだけでなく、さらに家族を離職に追い込む、そういったことにもつながるかと思います。生活支援のほか、買物や通院支援、あるいは家屋の修理や除草など、様々なニーズがいわゆる多様化しております。そういったニーズが満たされない限り、高齢者が在宅で生活するのは非常に難しい状況を招くと思います。そうしますと、今あるサービスだけではその需要を満たすにはとても難しい状況というふうに判断しております。また、無償ボランティアだけでは限界があります。有償ボランティアによる支援も必要と考えます。そういった今後必要とされる様々なサービスの創生、新しく創り出す、それを担う地域資源、特に人材確保等は不可欠であると思います。町長のお考えをよろしくお願いいたします。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 地域包括ケアシステムの、これが2025年までにということが言われておりますけれ ども、私は高齢者それぞれの皆さんが、まさにこのシステムの中で言われている住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となってできるということが一番望ましい、またそうすべきであるというふうに言われておりますが、私はこの問題は非常に、何と言いますか、それぞれの立場の皆さん が理解をして、そして協力関係をつくっていかないと、なかなかこのシステムが計画どおりにいかないのではないかというふうに懸念している部分もあります。

幸いにして邑楽町は、邑助けネットワークという形で民間の皆さんが、区長をはじめ民生委員、あるいは福祉に関係する社会福祉協議会の団体の皆さんが協力をして、何とか自分たちでやっていこうではないかというような組織づくりが邑助けネットワークということでできました。私は、このまさに身近にいる皆さん方が、高齢者の皆さんとどう関わっていくかということが一番分かっている皆さん方でもありますので、その部分は私は大切ですし、重要な意味合いを持っているのではないかというふうに思っております。

以前、邑助けネットワークの代表の方から、ちょっと町長、いろいろ話を聞いていただけないかという話がありまして、その話の結果は、役場は今14課ありますけれども、先ほど横断的にといいますか、それぞれの縦割りでなくて横断的に仕事を進めていくということは、私はこの事業に結びついていくということの中で、邑助けネットワークのほうで会議等があった場合は、時間の許す限り課長を中心に、あるいは職員にも参加をして理解をしていただくことが大切ですというふうなお話がありましたので、これは課長会で私は課長のほうに伝えた経緯はあります。そういうことで理解をしていかないと、やはり地域包括ケアシステムというのは非常にすばらしいのですけれども、

なかなか専門的な皆さん方の集団ということを1つに一体化するということは、私は大変難しいという言い方をしては、これは申し訳ないのですけれども、その計画に進まないのではないかという 懸念は持っていると。

そういうことなのですけれども、しかし現実の問題と、日々高齢化社会が進んでいるわけでもありますので、やはり一つ一つの課題について、今議員が言われますように一つ一つの課題について解決していかなければ、高齢者の皆さんが安心して住み慣れた、まさに自宅で、地域、この場所で生活ができないということにもなりますので、やはり一つには大きくは健康の問題が一番だというふうに思っています。健康でなければ、なかなか思うような生活、暮らしが安心して送れません。しかし、不幸にして具合が悪くなってしまった、あるいは重度の障害を持つような形になってしまった。高齢化になっていけば、なおそういった頻度といいますか、リスクが多くあるわけでもありますので、そういうことを少しでも払拭をしていかなければならないということが現実にあるわけですので、先ほど議員のほうから地域資源、いわゆる人材確保をどう考えるのだというようなお話もありました。やはりサービスを提供する中で、そこで働く皆さん方の人材確保というのは非常に重要なことでもあると思います。

しかし、資格があるなしということもありますけれども、資格がなくもできることはあるわけですので、私は邑助けネットワークの邑楽町独自の組織づくりがされたわけです。今学校区単位で組織ができ、そして今度は各地域に下ろしていって、皆さんに理解をしていくというところまで来ているようでもありますので、ぜひ町としてもこれは積極的に応援をしていきたいというふうに思っておりますし、高齢者の皆さんが安心して、まさに住み慣れた邑楽町で生活ができるような環境整備は、私は行政としても取り組んでいく、その責任はあるのではないかというふうに思っておりますので、今後とも皆さんのご意見を伺いながら、行政のほうでも進めていきたいと、このように思っております。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 今町長も地域包括ケアシステム、そして邑助けネットワークの機能、役割、そして連携の大切さ、それも住民も一緒に、そして行政も一緒にやっていかなければいけない。とても力強いお言葉もいただきましたし、理解していただいていること。これからきっと私達、私も団塊の世代ですけれども、この邑楽町で安心して住めるように、共に歩み寄って支え合っていける邑楽町になるように、ぜひお互いの立場で連携しながら、ぜひできたらと思っております。ぜひ町長のリーダーシップも併せてよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、もう一問、質問させていただきます。私たち人間は、やはり生まれたからには必ず死は避けられません。これから迎える多死社会、多くの人が亡くなる社会、誰もが住み慣れた地域でお互いさまの心で安心して暮らせる、ついの住みかが邑楽町でよかったと言える、そういったまちづくりへの展望について町長にお伺いいたします。今読み上げました文言は、邑助

けネットワークが掲げている目標でございます。

昨年12月から今年の6月に、私の行政区で19名の方がお亡くなりになりました。残念ながら孤独死、孤立死も避けられませんでした。また、長く地域を離れ、施設で亡くなられた方もいらっしゃいます。独り暮らしで倒れた直後に発見されましたが、残念ながらという方もいらっしゃいます。その最期は様々でしたが、従来ならば家庭で、自分のうちで出産も死も、そういった時代がいつの間にか逆転しまして、最近病院で最期を迎える方が75%、80%と言われております。しかし、本人はやはり自宅で、畳の上で死にたかったと願う人は多いです。私も医療現場に長くおりまして、ああいった医療現場で終末を迎えるというのは、救う命と、そして見守らなければいけない命と、そしてその人らしく最期を迎えていただく、非常に現場として多様な状況の中でそれぞれが行動しなければならないということで、決して終末期を病院でというのは、ホスピスケアとか病棟以外は非常に厳しい状況があります。

そういうことで、最近はみとりの場が施設、あるいは在宅に変わろうとしております。最期も笑顔で、そして住み慣れた地域で安心して迎える人生の最終章、これからどう私たちは支えていけばいいのでしょう。また、今幸福度にも関心が向いております。これからのまちづくりの展望について、町長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今民生委員が、独り暮らしの高齢者の方々への調査ということを行っておりますけれども、それによりますと、大変独り暮らしあるいは二人暮らしの高齢者の世帯で生活している方々が非常に多いわけです。これは、いろんな経済状況といいますか、社会状況といいますか、そういう環境で以前、昔という言い方はあれですけれども、以前より増してそういった環境におられる方が多くなっているということは、その調査結果報告を受けても感じられるわけです。先ほど具体的な数字で、孤立で独り暮らしで亡くなっていたと、大変残念なこれは結果だと私は思っています。それをなくすのにどうしたらいいかということなのですが、先ほどの邑助けネットワークの事業

ではありませんけれども、やはり昔はよく向こう3軒両隣という話がありましたが、そういうこの関連性といいますか、関係性が強かったですけれども、最近は全てではありませんけれども、そういった関係というのは薄れてきている点も多々あるのだろうというふうに思います。意識的にそのことを考えていきませんと、なかなか解決はできないということに私はなると思いますので、まさに議員のほうから住み慣れた地域で自分らしい生活で人生の最期を継続するということは、もう本当に全ての人の希望といいますか、望みだというふうに思うわけですので、やはりこれからの邑楽町の高齢者対策について、先ほど第六次総合計画の今は見直しといいますか、次年度から始まるわけですので、そういった大きな課題をいかに解決するためにはどうしたらいいかという、文章表現も大事ですけれども、具体的な形で表していく、それを実行に移していくということが私は大切な

ことではないかなというふうに思っておりますので、まさに邑楽町で生活して住んでよかったと言われるようなまちづくりを努めていきたいというふうに思っております。

やっぱり最期のみとりといますか、この問題は他人事でなくて、自分事のような形でお互いが進めていくということが大切だというふうに思っておりますので、特に高齢化社会、私ももうその年齢に来ておりますので、実感として十分理解できるわけでもありますが、努めて皆さんの協力をいただいて、行政として住んでよかった、邑楽町でよかったというふうに思えるようなまちづくり、進めていきたいと、このように思っております。

- ○神谷長平議長 佐藤富代議員。
- ○2番 佐藤富代議員 今心強い、そして安心できるような、本当に展望について聞かせていただきました。最後におっしゃいました、計画は誰でも立てられます。でも、それを一つ一つ実践して、そして安心できる、そう簡単にできる問題ではないかもしれませんけれども、ぜひ進めていきたいし、それが進められる基本は、やはり地域の結びつき、支え合える地域をいかにつくっていくかということではないかと私も考えております。

今まで日本経済を支えてきた明治、大正、昭和、そして団塊の世代の人々、今この高齢化の中で切り捨てられようとしている感が否めません。先日ラジオから流れた言葉が忘れられません。「電動車椅子を操作して、一歩外へ出ることができました。外の空気がこんなにおいしいとは思わなかった」。高齢者の皆さんが自分ができたこと、また誰かの役に立った自分、そうしたものを感じることがとても大切なことです。自分の居場所を確認できたとき、自分の居場所があったとき、自分が生きている喜びを実感することができると思います。そして、明日への希望、また生きる希望を感じることにつながると思っております。そして、こんな邑楽町になったらみんなが安心して暮らせると思います。ぜひその実現に向けて、行政も住民も、そして議員も一人一人が我が事のように本当に思って、これから一歩一歩、一つ一つ進めていく必要があるのではないかと思っております。

○神谷長平議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時50分 休憩〕

以上で一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○神谷長平議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇松島茂喜議員

○神谷長平議長 7番、松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 皆さん、こんにちは。7番、松島でございます。今回の一般質問は、2項目

にわたりまして質問させていただく予定になっております。時間がちょっと足りないのかなという 感じはいたしますが、ぜひ町長はじめ答弁者の方々の明快かつ簡潔な答弁をいただきたいというふ うにお願いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生状況が、緩やかながら減少に向かいつつも、まだまだコロナ禍と言われている状況であります。前回の議会と同様、マスクを着用しながらのやはり会議ということになっております。マスクをお互いしておりますと、お互いの表情がよく分からないということで、非常にやりにくい部分もあるかと思います。町長と私はお付き合いが長いものですから、たとえマスクをしていてもアイコンタクトで通じ合えるという仲でございますので、ぜひその辺はしっかりと私の目を見て答弁をしていただけると、どんな表情をしているのかなと大体お察しがつくかと思いますので、そういった理解をいただきながら質問させていただきたいと思います。

それでは、まず1項目めの中央公民館の雨漏りについてということでございます。中央公民館、念願の町民皆さんが望んでいた中央公民館が完成竣工式を迎えたのが2年前の9月1日でございました。それから約2年、ちょうど2年が経過しようとしているわけですが、議会のほうにも何度か執行側のほうから、この中央公民館が雨漏りをしていると、その状況についてそんなに詳しくはなかったわけですが、説明をいただいてきたところでもありました。なかなか端的な説明だったものですから、今までのこれまでの経過がなかなか詳しく明らかになっていないということもありまして、私が8月27日に行われた全員協議会の場で、現副町長であります半田副町長に、ぜひこの辺の経過について詳細に時系列で文書にて提出してほしいということでお願いいたしましたところ、今定例会の初日でありました9月8日、その前日に配付をしていただいたわけですけれざも、詳細にわたりその説明がなされたところでもありました。その説明された内容を基に、やはり今までの経過についてお伺いをしたいのですけれざも、全て一つ一つ聞いていくと先ほど申し上げたとおり時間の都合もございますので、ある程度抜粋した中で私のほうからその経過について説明をさせていただいて、その中から何点か質問させていただく、こういった形式で行いたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

まず、その提出をいただきました資料を基にということを申し上げましたが、そこには書いてなかったので、この1項目だけは先にお伺いしようと思います。その対象となっている中央公民館そのもの、建築物が業者のほうから引渡しを受けたのがいつだったのか、その日付について、まず確認をしたいと思います。

○神谷長平議長 半田副町長。

[半田康幸副町長登壇]

- 〇半田康幸副町長 工事が完成して町に引渡しをいただきましたのは、平成30年6月1日でございます。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 平成30年6月1日ということでございました。それから、その報告書の中に はどういった内容が記載されていたということを私が抜粋して申し上げると言いましたので、順次 報告というか、説明させていただきたいと思います。

まず、雨漏りが初めて確認されたのが令和1年9月9日、これが台風15号のときだったということでございました。そして、初めて業者に報告した日なのでしょうけれども、これが令和1年10月25日、これはメールにて発信をしたというふうに記載されておりました。それから、クラック、いわゆるひび割れ、これが発生している箇所、それから及びその数につきましては、これはコンクリートの打ちっ放しの部分だったりですとか、それからひさしの部分、それから壁面のほぼ全面的にこのひび割れが発生しているという状況だということであります。数については、コンクリートの調査会社のほうからの報告書にも記載されておりませんでしたので不明でありますが、多数ということだと思います。

それから、雨水の度合い、それを確認した状況も記載されておりました。これは、令和1年10月12日から令和2年9月7日までの約1年間の間でございましたが、漏水大、漏水中、漏水小ということで、3段階に分けて記載がされておりました。漏水大は、これははり部から雨水が壁面、床まで垂れるほどの状況、これが6回。それから、漏水中といたしまして、はり部から雨水が壁面へ垂れるほど、床までは行っていないけれども、壁面へ垂れるほどというところの程度が19回。それから、漏水小、これははり等に水がしみ出している程度ということで、これは29回。合計54回が、副町長のほうから提示された資料に掲載されている内容でございました。そして、この雨漏りをどうやって止めたらいいのかということで、業者側がその試験施工をした回数が3回ということです。2回ほど行ったときには止水できなかったということで、3回目のエポキシ樹脂というのを注入した結果、これで止水が認められたということであります。

それから、令和2年、今年ですが、4月22日に施工業者のほうから、これは見積書を受領したというふうに記載されておりました。それから、同年5月8日、これは費用負担協議となっておりまして、これ第1回目に開催された日にちでありましたが、設計業者から2名、施工業者から2名、町側から5名ということで、9名で行ったというふうになっておりました。それから、5月12日のときには、その5月8日の協議を踏まえて、施工業者から見積書の再提出があったということです。そして、2日後の5月14日、2回目の費用負担協議を行っている。これは、設計業者からの出席者はなし、それから施工業者から2名、町側から5名ということでありました。それから、また同じ5月19日でありますが、これは中央公民館の係長のほうがメールにて前橋工科大学のほうに、夜7時頃だったと思いましたが、時間がちょっともう一回確認しますけれども、そのぐらいの時間でしたと思うのですが、メールにてひび割れの調査ができないかということで、メールで相談をしたということです。回答がいつ来たかということは書いてありませんので、定かではありませんが。それから、翌日の5月20日の日でございました。ここで議会の全員協議会において、町側のほうから

町側の費用負担で、つまり予算計上して防水塗装工事をしたい。その予算を6月議会に上程したい 旨の説明が担当課長からありました。しかし、これは複数の議員から、やはり雨漏りの原因究明が 先ではないか、それをまず調査することが先であろうという意見が多数出されたということで、結 局その予算計上を取りやめて調査するという方向になったわけでありました。

それで、その調査をするという方向になって6月18日、それから7月20日、21日、これ3日間で株式会社太平洋コンサルタントという会社に現地の調査を依頼して、コンクリートのひび割れ調査を行ったということでございます。そして、その結果でありますが、それは8月27日の全員協議会のところで株式会社太平洋コンサルタントの小林氏、これを同席していただきまして、そのひび割れ調査の結果の報告を私たちもいただいた、議会としていただいたということになっております。そこで、ひび割れが発生した原因の推定結果として示されたのが、コンクリートの乾燥収縮、それからコンクリートの自己収縮、環境温度、それから湿度の変化の3つが複合的に作用してひび割れが発生したと推定されると、こういったことが報告書に記載をされておりました。また、ひび割れの発生時期について中央公民館の職員からの聞き取り調査から、これは業者が行ったものですが、一部のひび割れは施工中の検査などで確認され、補修されている。主なひび割れは、竣工後に発生、進展が確認されていると、こういった記載もございました。

それから、9月のもう今月に入ってからのことですが、9月3日に町側が弁護士に相談をしたということです。これは、先ほど申し上げた調査結果、学術指導の結果を踏まえて、それで弁護士に相談をした。弁護士のほうも、契約上及び契約書上及び民法上ともに瑕疵責任は問えないとの見解を受けたということでございます。理由といたしましては、私が全員協議会の中でお伺いをしたところ、その業者側の瑕疵を裏づけるような材料がないということで、具体的にこれが瑕疵だということがなければ、その責任は問えないというような弁護士の判断だということを伺っております。それから、9月4日、これは施工業者2名と協議をしたということです。これは、調査の結果や学術指導結果を受けての協議を9月4日に行った。そして、その報告書の最後に記載されておりましたのは9月7日です。これが、設計者に対して町長名で修補費用負担についての要望書を発送したということになっているかと思います。その要望書を発送した後どんな結果になっているのかということは、この後お伺いをいたしますが、まず私がちょっとこの一連の経過を見た中で、私としてやはりお伺いしなくてはならないこと、これを一旦整理させていただきたいと思います。

そもそも私、議会議員の一人としてここへ登壇させていただいておりますが、質問はあくまでもして、執行側の姿勢をただすということは当然基本にはなっているかと思います。当然町の行政事務に関していろいろな疑問があったりですとか、分からないこと、それから町のためにどういったことをお聞きすればいいかということを大前提にこの場に立たせていただいている認識でいることは、ずっと私1期目から変わらずやらせていただいております。すなわち言い換えれば、例えば今回の雨漏りのような事例が発生した場合には施工業者や設計業者、またそれに関連した業者の方々、

そういった方々が行った、公共調達の部分で行った、発注者側から依頼を受けて行ったその仕事の 内容に対して、私がここでその内容をただすものでは当然ないということでございます。あくまで も町行政側が行政事務として行ったことに対して、どうしてこうなったのかということを聞くのが 私の仕事ですので、その辺はご理解いただいた中で、これから順次質問を続けたいと思います。

まずは、この費用負担協議というものを2回ほど行っているわけですけれども、その費用負担協議を行う前に、まずなぜ雨漏りが発生したのかというその原因、そもそもの原因を究明するための調査をしていないということになっています。これは、何でこういう経過を踏んだのでしょうか。

○神谷長平議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 まず、議員からもご紹介がありましたように、雨漏りの箇所の特定というのを最初に行いました。一般的な雨漏りというのは、屋根、それから雨どい、あるいは建具、そして開口部からの吹き込み等が想定をされており、今回についてはひび割れというのは当初想定しておりませんでした。あまり一般的でないという考え方の下に想定をしておりませんでしたが、議員ご説明あったとおり、設計者、それから施工者、我々発注者立会いの下に詳細に現地調査を行ったところ、ほかの要素は全て排除されて、ひび割れが原因だということが特定をされたと。そうなりますと、ではそのひび割れが瑕疵に当たるかどうかというのを私たちなりに研究をさせていただきました。過去の判例や、あるいはその約款についての解説書等を研究をした中で、これが瑕疵ということで責任が問えるかどうかというのを検討した中で、なかなかこれは難しいなというような判断が1つありました。また、それについて弁護士とも相談をいたしましたが、その段階では明確に瑕疵が問えるかどうかという判断というのが、弁護士からもその段階ではちょっと研究を要するというような形で判断がなかったということでございます。

そういった中で、これから5月という、梅雨や、それから台風も想定をされるという中で、緊急に処理はしなくてはならないという判断の中で、当事者同士が集まって、まずどこに原因があるのかということをお互いに確認をした上で、ではそれぞれ責任を認めるかどうかというようなことについてもその場で追及といいますか、こちらからの要望等も出して協議をしてきたということでございます。

- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 一般的にその原因がちゃんと分かって、その原因が分かれば、ではどこに責任があるのか、瑕疵があるのかということが必然的にこれは明らかになるということですから、そういった順序を経て、当然その費用負担の協議に入っていくというのが通常のやり方かなというふうに思います。今の副町長のお話ですと、なかなか時期的にも放っておいては大変だという時期も重なった、いろいろな要因が重なってそういう結果になったのかなと思いますが、ただ見積書のほうは施工業者のほうから提出をされておりますけれども、これが今年の4月22日です。この見積書

というものは、私が推測するところに、町側が当然その見積書の提出を要請したという形かなというふうに思うのですけれども、どちらだったのでしょう。そこのちょっと確認だけさせてもらってよろしいですか。

○神谷長平議長 半田副町長。

[半田康幸副町長登壇]

- ○半田康幸副町長 これにつきましては、12月の全員協議会の中で雨漏りの報告をさせていただいたときにもちょっと触れたというふうに思いますけれども、これから実際に補修に関してはまず原因の特定、それから補修方法の確定、そして費用負担の協議というのが発生すると。町側に何らかの費用負担が発生する場合については、議会のほうにご相談申し上げるというようなことをお話をしたという経緯があったと思います。今回この費用負担協議をする前段として、まず原因がひび割れによるものであるということが特定をされた。そして、それではそれに幾らお金がかかるのかということが分からないと費用負担の協議自体ができませんので、我々のほうから見積書の提出を要請をしたということでございます。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 ということは、町側がその見積書の提出を要望したと、要請したということで、当然業者側からそれを受領したという経過だったのでしょうけれども、ではその時点での話で結構なのですけれども、町側は何らかのその費用負担をしなければならないという認識はそこではあったのでしょうか、なかったのでしょうか。
- ○神谷長平議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

- ○半田康幸副町長 あくまでも健全な建築物を引き渡していただくというのが我々の基本的な立場で すので、少なくとも補修に関して町が負担をするという発想は全くございませんでした。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 その時点では町側が費用負担をすると、補修に関してはそういった意識というか、そういったことはなかったという明快な答弁でございましたが、ということはその後、この間の9月8日の全員協議会で報告を受けたとおり、なかなか業者側が道義的にやはり責任を感じていると。ですから、補修事業費については業者側の負担としたいというところで、町のほうからその防水塗装工事をそれだけではやはりちょっと不十分だろうということで、町のほうからその補修工事を終えた後、防水塗装工事をしたいと。そこの費用はどうなのだというような交渉をしたところ、当然施工業者のほうからは、そこまではやはりその補修の範囲には含まれないということで、それはできないよということで当然断られた。これ私当然のことだと思います。今までそもそも防水塗装工事をしなくても、コンクリートの打ちっ放しの状態で雨漏りはしないという、もうこれは大前提で工事を行っているわけですから、それ以後になるとそれは追加工事ということになります

ので、当然それは町側が負担するという運びになったのでしょう。

しかし、私が一番そこが疑問なのです。議会にそれを提案、その費用を計上したいということで 6 月議会に予算計上したいということを提案されたときにも申し上げましたけれども、なぜそうい う展開になってしまうのかが、私はいまだに理解ができません。そもそも先ほど言いましたけれど も、コンクリートの打ちっ放しの状態でも雨漏りはしないだろうという、そういう大前提つくって いるのです。しかし、現実はしてしまいましたが、だからそれをなぜ私たちの血税を使って防水塗 装工事をしなくてはならないのですか。そういう提案をしてこようとする、その姿勢が私は理解ができないのです。

町長、やはり防水塗装工事をするには、かなり高額な予算を投じなくてはならない。具体的な金額は、そのときは提示は受けませんでしたけれども、議会のほうから原因究明が先だということで、当然その予算は計上されなかったわけですが、なぜそういった運びになってしまうのか。そこの防水塗装をしなくても、止めてもらえばいいのではないですか。元の状態に戻していただければ、それで何の問題もないでしょう。言い方は悪いかもしれないですけれども、議会までそこを巻き込んでほしくないです。予算計上したいなんて言わなければ、私たち議会にも相談する必要はないのですから。そちら側で、業者側と対応してとっくに終わっている話です。何でそこをそういうふうに持っていくのか、私には理解できないのですが、その理由について町長のほうから答弁いただきたいと思います。町長が予算計上しようということで、最終的には決断をして決裁をして決めたから全員協議会で報告されたのだと思いますので、そこは町長の決断ですから、最後は。だから、町長のほうから答弁をいただきたい。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 議員が言われますように補修のみであればということは、私はそのとおりだという ふうに思いますが、なぜそれ以外にその工事をということで実施しようとしたかということについ ては、やはり防水ということを主体的に考えて、加えてその防水工事によってその建物が長期間と いいますか、より長期に維持できるだろうというような考え方が、その時点ではあったのではない かというふうに思っておりますし、私もそのような状況で補修だけということであれば、雨漏りが 止まれば議員が言われますようにそれでいいわけですけれども、加えていろんな仕事の都合もある だろうと思いますけれども、そういったことを経費削減も含めてその時点では防水工事をやるということに至った、そういう経過でございます。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 防水塗装工事をすることで、それがちょっと長くもつだろうというような考え方だったのでしょう。これは、非常に浅はかな考え方です、はっきり申し上げて。報告書の中にもありましたけれども、それを防水塗装工事を施すことで、逆にその後またクラック、ひび割れが

入ったときにはどこにそれが入ったのか分からなくなるという、やはり不都合な点もあるのがまた一つ。また、それを入れたからといって、それだとしても完全に雨漏りが止まるという保証は当然ないわけですね。言い換えれば、臭いものに蓋してしまえば、取りあえずしばらくは大丈夫だろうと、そういう考え方で私たちの血税を使おうとするのはやめていただきたいのです、はっきり言って。そういう考え方と、非常に私はずれがあると思います。やはり皆さん汗水流して、このコロナ禍でも一生懸命働いて、何とか払うものを払わなくてはならないですから、皆さん血税を納めているわけです。そういった方々の気持ちに少しでもやはり寄り添って、しっかりともう無駄のないように使っていただきたいのです。それが何で中央公民館の防水塗装工事に投じられなければならないのですか。私が聞いている声は、そんなところにお金かけるのだったら、このコロナ禍で困っている人たちに少しでもいいから分けてくれと、そういう声です。そういう切実な声を、民間の現場ではあちらこちらで皆さん悲痛な叫びを訴えているのです。そういう観点に立って、ぜひそういう考え方だけは見直していただきたいと私は思います。

それから、ちょっと前段でも触れましたが、行政側のやはり執行事務についてただすのが私の仕事でありますので、その中でちょっともう一点気がついた点がございます。これは町長を擁護するわけではありませんし、別に敵対視するわけでもありません。9月8日、この定例会初日の全員協議会の中で小沢議員が町長に対して質問されたときに、町長のほうがこの中央公民館の雨漏りの件について、我々は被害者ですよという発言をされました。被害者という認識があるということなのでしょう。どうして被害者という認識を町長のほうが持たれたのか。また、被害者だということであれば、当然加害者もいるわけです。その加害者は誰なのでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 被害者というよりも、被害を受けた者というふうな、これが適当な言葉かなと思いますけれども、先ほど副町長のほうからもお答えしたように、この引渡しを受けるのについては善良な形で、全くそういった問題がない形で受けるということが、そのとおりだというふうに思っておりますので、分かりやすく被害を受けた者、そうしたら加害者という話がありますが、加害者ということも、現時点では加害を受けたということが明確な答えが出ていないということでもありますので、私は町としての被り方について考え方を述べたことでございますので、これからの展開によって、その状況もできるだけ払拭していくような形で取り組んでいきたいと、このように思っております。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 これからの展開によってというようなお言葉もございました。加害者の特定 は現時点ではされていないと、町長のお気持ちの中では、そういったように私も感じましたが、い ずれにしても被害者、加害者という立場になるかならないかは、それは今後の経過を見なくては分

かりませんが、どこか収めるところで収めなくてはならないという認識はお互いにあるのかなと。 私にももちろんあります。一日も早く雨漏りを止めていただいて、中央公民館を利用する方、また 町民の利用しない方も含めてですけれども、町民の方が一日も早く安心して中央公民館を利用でき る、また町有の皆さんの財産として誇りの持てる、そういった建物に戻していただくことが、これ が一番執行側のこれからなすべき仕事、そのためには何をするかというところで今議論しているわ けですが、今後です。どういうふうにその展開を進めていくかというところです。

設計者のほうに9月7日付で費用負担について要望書を提出したということですが、それに対しての回答は何かございましたか。あったらその内容について、なければないとおっしゃってください。時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 現時点では、まだ設計業者のほうからはその回答はございません。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 それでは、設計業者のほうから回答がないと、ない間はその費用負担部分に ついてもなかなか結論が出ないという状況になるのかなというふうに思いますが、そういった理解 でよろしいのでしょうか。
- ○神谷長平議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

- ○金子正一町長 発送したのが9月7日ということでもありますので、日柄がまだたっておりませんが、長い期間ということに、そのようなことがないように、私のほうからは要望書という形でお送りさせていただきましたので、そして書留でお送りいたしましたので、必着はされているというふうに認識しておりますから、早い時期にその返答がない場合には申入れをしていきたいと、このように思います。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 先ほども申し上げましたが、一日も早くやはり雨漏りを止めていただく。もう台風が、もうまさに台風の時期に来ております。どんどん時間がたてばたつほど、私建築に関しては素人ですが、当然ひび割れが大きくなったり、中の鉄筋が腐食したり、そういったことも起きていくのだろうと思います。決して建物にとってよいことはない、ひいては町民の皆さんにとっていいことは一つもないです、延ばして。できる限り早急のうちに手を打つ、これは当然の話。費用負担の部分もありましたが、実際に今回行われるだろうその工事についての費用負担だけではなく、今後例えばまた1年足らずで同じように、施工してから、補修してから1年足らずで同じような状況が出た場合には費用負担についてはどうするのか、そういったところもしっかり決めた中で取り組んでいただきたいのです。そういうことが起きてから、ではどうしようでは遅いのです。事前に

しっかりその取決め、大きく言えば契約なのでしょう。そういった部分もしっかりした上で、やはり事に当たっていただきたい、そういった思いでいっぱいでございます。私はそういう気持ちでいるのですけれども、そこまでにそこら辺に関して町長の見解をお伺いしたいと思います。私と同じなら同じと言っていただいて、違うのだったら違う部分をご指摘していただければというふうに思います。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 協議の中ではそういったことも踏まえて、含めた中で協議をしていくと、このよう に思っております。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 それでは、そのような気持ち、私とほぼ一緒ということなので、ぜひそういったことを前提に進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、私がどうしても懸念している材料もう一つあります。それは、今回の中央公民館の雨漏りの件が関係するあらゆる機関や、例えば教育委員会、それから教育委員会の委員、それから中央公民館を利用している利用者の方々、それから一般の町民の方々、こういう方々にはほぼ周知がされていないという状況です。なかなか行政というのは、広報紙見れば分かるとおり、町民の皆さんのためになる情報として提供していくのが、これ第一番、第一義的にはそういうことだろうと思うのですが、それだけではなくて、やはりあまり出したくないけれども、出しておかないとこれはいけないという認識が働けば掲載することも可能だったり、またはその会議の中でお話しすることも可能だったりする事案もあるかと思います。今回の中央公民館の雨漏りについては、先ほど申し上げましたが、教育委員会の会議の中でもちらっと、ちらっとです。教育長の報告の中に触れられていたことが1回だけ。それについての協議をしたこと、正式に報告をして、その状況についても教育委員の皆さんに報告をされた経緯が、私が見たところ残念ながらありませんでしたけれども、あったのでしょうか。あったのだったら私の間違いですが、あったのだとしたらどんな内容で協議をされたのか、教育委員の意見もどういったところで反映していくべきなのか、その点について教育長にお伺いしたいと思います。

○神谷長平議長 藤江教育長。

[藤江利久教育長登壇]

- ○藤江利久教育長 雨漏りが起こってからにつきましては、まだ半田生涯学習課長の時代からそういう報告はいたしております。教育委員の意見を聞くというのはなかなか出しづらい面もありましたので、そういう状態を認識していただいたというところかなというふうに思っています。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 いや、出しづらいからこそ協議をしていただきたいのです。やはり直結して

いる施設でしょう、教育委員会と中央公民館は。当然そこで教育委員がその状況のことを詳しく知らないというのは、非常にこれ恥ずかしいことです。聞かれたときに答えられないではないですか、一般の町民の方々に。我々だって最近になってようやく詳しく分かってきた状況ですけれども、そういう状況だけはつくっていただきたくないのです。

それから、最低限利用者の方、この方々にも恐らく情報が行き届いていないというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

○神谷長平議長 田中生涯学習課長。

[田中敏明生涯学習課長登壇]

○田中敏明生涯学習課長 お答えいたします。

これまでも公共施設等の雨漏り等の状況につきまして、改めて町民に周知するということは行ってきませんでしたが、利用者の使用に対して支障が出る場合には周知が必要と考えておりまして、現状ではそこまで至っていないというふうに考えておりますが、今後修繕に関して足場を組んだり塗装したりするとか、そういった工事等がある場合には、関係する皆さんに対して丁寧なご説明を行ってまいりたいと思います。

それと併せまして、先ほど議員ご指摘あった教育委員会等、関係機関等につきましても、必要に 応じて関係機関、団体等に機会を持って報告をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 公共施設の雨漏りをその都度お知らせするというのは大変ですよ、毎年お知らせしなくてはなのですから。そうでしょう。私が申し上げているのは、中央公民館に関しては、それが何年も数十年もたって雨漏り起きたという状況ではないということが一つ。それから、先ほどちらっと課長が触れましたが、足場を組んで工事が始まれば分かってしまうのです。当然利用者の方々にも迷惑かけるのでしょう。そういった部分が必然的にもう分かり切っているわけです。それがいつになるか分からずとも、そういう結果になるということは分かっているのです。それを事前に知らせておくのとおかないのとでは、利用者の方々にとってみれば、初めて見た、知らないで見た方は、何で足場かけているのですかと、僅か2年程度で今度は何をやっているのですかという話になるでしょう。だから、事前に知らせておいたほうがよろしいのではないですかというお話をしているので、ほかの公共施設のことを報告していなかったというのは、だからというのは理由には私はならないというふうに思いますけれども。

それから、町民全体に対してです。町民の皆さん全体、全員に対しての周知というのは、中々これ難しいのでしょうけれども、当然その手段としてあるのが広報おうら、それからおうらお知らせメール、そういった媒体を使ってお知らせするというのが通常の例になっておるかなと思います。 その点についてはどうなのでしょう。これは町長が、広報おうらにしても、おうらお知らせメール にしても、やはりそういった重要な情報を出すときには町長の当然決裁が必要になろうかと思いますけれども、そういった情報を出していくようなお気持ちがあるとすれば、それを担当のほうに町長のほうから指示をしていただくということになろうと思いますけれども、そういったお気持ちがあるのかないのか、どちらなのか、それだけで結構です。もう一問あるので、時間がなくなってしまいますから。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 これは、先ほど議員のほうから、この施設整備をしたということについての町民の皆さんの大変なこの税ということで執行しているということでもありますから、そういったことについてはお知らせをするということが私は必要だというふうには思っております。
- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 今の町長の答弁からすると、もう今日中に恐らく担当の課長にその指示を出していただくのかな、10月号の広報おうらにはその件がしっかりと載るのかなと、町民の皆さんの多くはそれを見て知ることになるのかな、そんな気がいたしております。私は、情報公開というのは基本だと、行政の基本だということをずっと申し上げてきております。やはり出したい情報も出したくない情報もあるかもしれません。ただ、それを包み隠さず町民の方に知っていただくことで、やはり透明性の高い行政運営ができると、ひいてはやはり金子町長すばらしいと、そういう自分で出しづらい情報もしっかり素直に出していただいていると、そういった町民の高い評価も得られるというふうに思っておりますので、ぜひ担当課のほうにはご指示をしていただきたいと。期待をいたしておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう一つの質問は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って様々なやはり分野で風評被害というのが出ているというのは、やはり報道の中でも毎日のように、これは報道されていることです。医療従事者をはじめ、コロナに実際に感染した方々のその家族、兄弟、子供までも、それから実際にはコロナの出ていない店舗がそういった風評被害にさらされ、あそこの店から出たのだってよというような情報を流されて、やはり経営が窮地に追い込まれていく、そういった事例が全国各地で起こっているということです。この状況は、コロナに感染することよりも、やはりその二次災害というのでしょうか、コロナによって風評被害を受け、それがもとでやはり生活が苦しくなったりですとか、ひいては犯罪につながったりですとか、そういった事例が起こってきているというのは、これは否めない事実かなと思います。

当然首都圏のほうがそういった事例は多いのでしょうけれども、この邑楽町におきましてもコロナの陽性者、感染者が1名出たということで、その方が出たときに緊急的に対策会議を町長が招集して開いた。すぐさま区長を通じてビラを1枚出していただきました。その中には、正しく恐れてやはり支え合う地域社会をつくろうというようなキャッチフレーズで出された文面でありました。

私もその文面を拝見させていただきまして、非常にこれすばらしいなとやはり思ったのですが、その中に今私が先ほど申し上げたような風評被害とか、そういう差別的なことはやめてくださいというような文言もございました。それはそれで、やはり当然大切なことでありますし、よく出していただいたなという、もちろん私も感謝の念はあるのですが、ただそれだけにとどまらず、やはり実際にそういった風評被害を受けた方々がいらっしゃるとしたら、この邑楽町の中にですよ、今後。その方々が、どこにその相談をしていいのか、まずは。その相談窓口がどこなのかということを知らない。知らないのかないのか、窓口自体がないのか分かりませんけれども、その点についてのところまで、やはり私は触れていただきたかったなと思っているのです。ただ単にそういう差別的な言動はやめてくださいという注意喚起だけではなく、実際にそれが起こったときに対応するところがしっかりあるのかないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○神谷長平議長 松崎住民課長。

[松崎嘉雄住民課長登壇]

○松崎嘉雄住民課長 お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関してということですけれども、一般的に総合的な相談の窓口として、住民課の相談係というところで要望、苦情等の連絡、町政に関することについて担当させていただいております。幸いなことにと言うと語弊あるかもしれませんけれども、現在新型コロナウイルスの感染症について、県のほうで8月9日に発表1名ということで、居住地邑楽町ということでございましたけれども、現在に至るまで新型コロナウイルスに伴う風評被害の相談については、今のところはございません。

以上でございます。

- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 コロナに特化して相談を受けているということではないにしても、住民課がその相談窓口の一つになっていると。昨日の一般質問の答弁の中にもございました、その人権相談の部分ももちろんあるのでしょう。ただ、私がこれから起こり得ることをやはり懸念した場合に、その相談をする窓口としても、やはりほかのものとは別に特化した窓口をつくったらどうかというふうに思います。

参考までに聞いていただきたいのですが、隣町の大泉町のほうではこの9月議会に、そのまさに 風評被害に遭われた方々の相談に対応するための費用を、予算を9月議会に上程しているというこ とです。恐らく補正予算なので、もう可決しているのかなと思いますが、その辺はちょっと定かで ないので私も分かりませんが、どういうことかというと、大泉町の場合は多文化協働課という課が ありますが、その中にもう現在いらっしゃる職員の方々が、もうこの新型コロナウイルスに関する、 それに特化した相談を様々受けているところがあるのですけれども、そこで受けるために様々なセ ミナーですとか講習会、そういったところに出て、やはりしっかりと相談に対応できるようなスキ ルを身につけるための講座などに参加する費用として予算計上をしていただいているということも 何っております。何度も言うようで失礼ですが、隣町ですので、そこでやはり差がついてはいけま せん。

例えば相談の内容も多岐にわたると思います。例えばSNSなどを通じて風評被害があった場合には、その書き込みを消していいただくための順序ですとか、まず相談をしに行く場所ですとか、その手続ですとか、そういったところはこういうところですよ、こういう弁護士がいらっしゃいますよ、法テラスがありますよ、そういうところに割り振ったりですとか、それは状況、相談の内容に応じて、その割り振り方が様々です。それを的確に適材適所に割り振るためのスキルが職員にも必要だということなのです。だから、今からその準備として職員に講習を受けていただいて、やはりスキルアップにつなげていただくという、そういったもう準備を既にしているということです。そもそも外国人の在住者が多いということで、その外国人に関するトラブルとかもあったのでしょう。ただ、それだけではなくて、今回は新型コロナウイルス感染症に伴って、やはり大泉町の場合はうちの町より陽性者の方々の数が多いですから、当然そういった相談もあるのでしょう。だから、早急に手を打とうと、そういう話なのでしょう。ただ、うちの町もいつどうなるか、それは分かりません。もちろんもう出ないことが一番いいわけですが、ただどこかの交差点で、例を挙げれば死亡事故が起きないと信号がつかないというのと同じです。先に信号機つけておけば死亡事故が起きない、そういうこともあります。ですから、町ではぜひそういう対応を取っていただきたいと思います。

それから、もう一つお願いですけれども、加えてお願いですが、新型コロナウイルス感染症に伴って風評被害を受ける方が少しでも少なくなるよう、町としてももう少し強く、やはりこれは住民の皆さんに啓発をしていただきたい。コロナに感染する方が、何かこう犯罪者のような扱いを受けてしまうという、これとんでもない話です。こういう状況づくりをしてしまうのは、果たして誰なのか、どこに原因があるのか。これは、一部ではマスコミ報道が少し過剰なのではないか。また、当然このウイルスに関しては特効薬やワクチンはまだないので、それに対する不安感が大きくなってそういうところにつながっているのではないか、これはいろいろなやはり見地ありますけれども、ただやはり人間として、これ皆さん人間である以上、感染するリスクは皆さん平等に負っているわけです。それを感染した人が犯罪者みたいな、そういうことはあってはならないですよね、町長。ぜひ少なくともこの町ではそういった風評被害が出ないために、これからしっかりとした対策をしていただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょう。啓発も含めてですが、ぜひ明快で前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議員の質問の中で、前段の大泉町の関係でもありますが、確かに8月28日の日だっ

たと思いますが、そのようなニュースが流れたということは私も承知しておりますが、大泉町の扱いの相談窓口、そういう関係については、相談があったときにはその相談内容についてそれぞれ法律的なもの、あるいは心の健康の問題だとかということになりますと、その担当から関係する所管に話をつなげて、そして相談を受けているという、その流れは大泉町のほうと私のほうの今実施している部分ではあまり変わりなく行われているのかなというふうに思っております。

したがって、いずれにいたしましてもコロナ感染によって感染を受けた人も被害者ということだと私は思っているのです。ですから、その受けた方を誹謗中傷するということは、全くあってはならない。議員が言われますように、いつ何どき私たちがそれに罹患するかもしれないということを考えれば、陽性になり患者となった方々への思いというのは、やはり私たち自身が同じような状況でそういうことがあってはならないと、お互いに助け合っていこうというような気持ちを持っていかないと、これはまさに罹患をした陽性患者となってしまった方への大変なまさに誹謗中傷につながるわけでもありますので、私は議員のご意見と全く同じでもあります。したがって、そういうことがないように、8月12日に議員がおっしゃいましたように、「正しく恐れて、コロナに立ち向かう社会をつくりましょう」ということでメッセージを送らせていただいたのもその一つでもありますので、今後なお一層この問題については町民の皆さんにも事あるごとにお知らせをして、そして皆さんが安心して、何といいますか、できるような状況をつくっていくというふうに考えていきたいと、このように思います。

- ○神谷長平議長 松島茂喜議員。
- ○7番 松島茂喜議員 時間の関係もありまして、あまりないのでお聞きすることはできなかったのですが、教育長、教育の現場でもやはりそういったことが起こり得る可能性が十分にあるということです。まして子供の場合は、ちょっとした情報にも敏感だったり、またそれを広げてしまうというおそれも当然あるわけであります。教育の現場においても、そういうことが絶対あってはならないのだというところをぜひ徹底していただきたい。校長に下ろすなり、その現場にしっかりとそういう今町長がおっしゃったようなことを下ろしていただいて、やはり注意喚起を行っていただきたいというふうに思います。

コロナ禍でありながら、やはり様々ないろいろな課題が出てまいりますが、その課題一つ一つに 私たちは立ち向かって、私たち自身が果たして行政に携わる一員として、また私たちは議員の一人 として何ができるのか、議会全体として果たして何をしていけばいいのか、そういったことを少し ずつでありますが、できることから始めて、やはり何とか皆さんの力で乗り切っていきたいと、こ のように考えておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。大変ご清聴ありがとうご ざいました。

○神谷長平議長 これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。明日11日から16日までの6日間は議案調査及び各常任委員会の審査等のため本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、明日11日から16日までの6日間は休会とすることに決定しました。

来る17日は午前10時から会議を開き、令和元年度各会計決算について審議を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 1時59分 散会〕